

福岡市文化・エンターテインメント施設開放事業
開放施設利用アーティスト募集要項（第2期）

福岡市緊急経済対策実行委員会

2022年1月11日

2022年3月14日 一部改正

本要項について

本要項は、アーティスト向けに、福岡市文化・エンターテインメント施設開放事業（以下「本事業」という。）に関する申請等を行う際の準備、手続き、注意点等について記載していますので、本要項に沿って申請等を行ってください。

なお、本要項の内容は、予告なく変更となる場合があります。更新版の要項は以下の本事業のホームページにて公開します。

- <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/bunka-entame-shisetsukaihou2.html>

実施要綱等の確認について

申請等を行うにあたっては、以下の本事業の実施要綱も併せて確認してください。

また、本要項とは別に、本事業によりアーティストに開放される施設の運営者向けの募集要項も以下のとおり作成しておりますので、全体の流れの把握のため、併せて確認してください。

- 文化・エンターテインメント施設開放事業実施要綱
- 文化・エンターテインメント施設開放事業開放施設募集要綱

事業スキームについて

本事業は、以下の図のように「施設利用者」「施設運営者」「事務局」の3者で遂行されます。

<施設利用者>

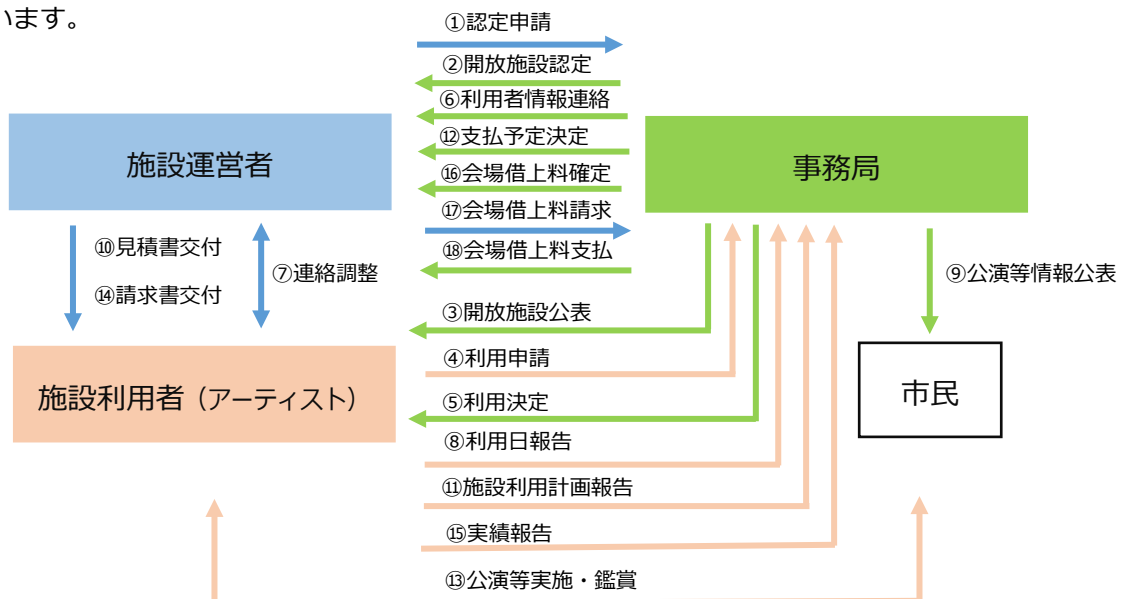
開放される施設を利用し、公演又は展示（以下「公演等」という。）を実施するアーティストを指します。

<施設運営者>

アーティストに開放される施設の運営者を指します。

<事務局>

福岡市緊急経済対策実行委員会（以下「実行委員会」という。）が運営する文化・エンターテインメント施設開放部会事務局を指し、各種申請の受付、審査、会場借上料の支払い等を行います。



1	本事業の趣旨・目的	P 1
2	事業内容	P 1
3	事業スケジュール（予定）	P 1
4	公募対象アーティスト	P 2
5	募集アーティスト数	P 2
6	開放施設	P 2
7	本事業の対象となる公演等	P 3
8	会場借上料の対象となる経費	P 3
9	会場借上料の支払限度額	P 4
10	本事業の流れ	P 4
11	開放施設利用申請	P 4
12	施設利用者審査	P 6
13	施設利用者決定・公表	P 6
14	公演等の計画変更	P 6
15	利用辞退	P 6
16	施設運営者への施設利用者決定連絡	P 7
17	施設利用計画報告	P 7
18	会場借上料の支払予定決定	P 8
19	実績報告	P 8
20	会場借上料の確定	P 8
21	利用決定取消及び会場借上料の請求	P 9
22	キャンセル料の取扱い	P 9
23	留意事項	P 10
24	お問い合わせ	P 10

1 本事業の趣旨・目的

本事業は、福岡市内（以下「市内」という。）の公演系施設（ライブハウス、劇場、ホール、貸しスタジオ、サロンなど）や展示系施設（ギャラリーなど）を実行委員会が借り上げ、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により公演等の活動自粛を余儀なくされた文化・エンターテインメント分野のアーティストに開放することで、その活動継続を支援するとともに、関連事業者の経済活動を支援することを目的としています。

今後の活動継続に向けた新たなチャレンジを行える機会にもなりますので、対象となるアーティストの皆様、ぜひ本事業をご活用ください。

2 事業内容

事前に認定を受けた施設（以下「開放施設」という。）の利用を希望するアーティストが、実行委員会に開放施設の利用申請を行い、実施された公演等が予め定めた要件を満たす場合には、公演等の終了後、施設利用者からの実績報告に基づき実行委員会が施設運営者に対して会場借上料をお支払いします。

なお、本事業に関連して実施される公演等の情報は、本事業のホームページ等で公表し、市民の鑑賞機会に繋がります。

3 事業スケジュール（予定）

本事業のスケジュールは、次のとおり予定しております。

- | | |
|------------------|--|
| (1) 開放施設認定申請受付 | 令和4年1月11日～令和4年1月31日【受付終了】 |
| (2) 開放施設認定連絡 | 令和4年1月11日～令和4年2月8日 |
| (3) 開放施設公表 | 令和4年2月8日 |
| (4) 開放施設利用申請受付 | 令和4年2月8日～令和4年2月28日【受付終了】 |
| (5) 開放施設利用決定連絡 | 令和4年3月8日頃 |
| (6) 開放施設追加利用申請受付 | 令和4年3月22日～令和4年9月2日17時まで※先着順 |
| (7) 開放施設利用決定連絡 | 追加利用申請受付後随時 |
| (8) 開放施設利用計画報告 | |
| ・施設利用日報 | 令和4年3月31日まで
(※追加利用申請分については利用決定連絡後3週間以内) |
| ・施設利用計画等 | 公演等の10日前まで |
| (9) 公演等の実施 | 令和4年3月19日～令和4年9月30日 |
| (10) 実績報告書提出 | 公演等の終了翌日から起算して10日以内 |
| (11) 会場借上料確定通知 | (10)の実績報告書提出確認後、概ね2週間以内 |
| (12) 会場借上料支払い | (11)の通知後、請求書が提出されてから概ね2週間以内 |

【注意事項】

- ※ 本スケジュールは、新型コロナウイルス感染症の発生状況等により変更となる場合があります。
- ※ 施設利用者の追加利用申請受付については、申込や予算の状況等に応じて随時受付を終了する場合があります。

4 公募対象アーティスト

本事業の施設利用者として公募するアーティストは、音楽、ダンス、演劇、伝統芸能、ライブパフォーマンス、ライブアート、書道、華道、絵画、工芸、写真等の分野で活動を行う者であつて、次のいずれにも該当する方になります。

- (1) 市内を拠点に継続して活動した実績があり、今後も活動を継続する意思がある者
- (2) 市内の施設で観覧者を集めた公演等により、継続して収益を得ている者
【例①】 集客イベントに参加し、イベント収益、出演料等の対価を得ている。
【例②】 入場料、観覧料等を徴取する個展
- (3) 福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、同条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者でない者
- (4) 未成年者については、その者の親権者又は未成年後見人の同意を得ている者
- (5) 実行委員会の広報等において、必要な協力を行う者
- (6) 厚生労働省新型コロナウイルス感染症接触確認アプリ（略称：COCOA）のインストールに努める者
- (7) その他実行委員会が事業の趣旨に照らして施設利用決定が適当でない判断するものではない者

【注意事項】

- ※ 市内を拠点に継続して活動した実績を確認するため、有償イベントの実績を申告していただきます。
- ※ 活動実績を確認する書類として、アーティスト名が確認できるフライヤーや出演料等が確認できる領収証などを提出していただきます。
- ※ 必要に応じ、施設利用者の市税等の課税及び納付状況について照会する場合があります。
- ※ 既に施設の利用が決定済のアーティストは、追加募集での利用申請はできません。

5 施設利用決定数

開放施設ごとに 2 回の施設利用まで決定

- ※ 1 つの施設に施設利用申請が 3 つ以上重複する場合は審査のうえ 2 回の施設利用まで決定致します。

6 開放施設

開放される施設は、広く市民に公演等を行う会場として認知されている市内の公立及び民間立の、ライブハウス、劇場、ホール、貸しスタジオ、サロン、ギャラリー等であつて、施設運営者からの申請に基づき実行委員会が開放施設として認定した施設になります。

開放施設の一覧は、以下の本事業のホームページよりご確認ください。

■ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/bunka-entame-shisetsukaihou.html>

【注意事項】

- ※ 各施設の利用条件（利用可能な日付等）や留意事項は、各施設のホームページ等で申請前に必ずご確認ください。
- ※ 施設利用が 2 回決定済の施設には、追加募集での利用申請はできません。

※ 施設利用者に開放される日は、公演系施設については1日のみ、展示系施設については連続する7日間以内の期間になります。

7 本事業の対象となる公演等

本事業の対象となる公演等は、広く市民を対象として施設利用者本人が主催する、開放施設での施設利用者による実演を伴う有償の集客公演等になります。

ただし、次のものに該当する場合は、対象公演等となりません。

- (1) 感染症の拡大防止に関する国や福岡県及び福岡市の方針・要請等を遵守しない公演等
- (2) ワークショップ等、講座に類する公演等
- (3) 式典、会社説明会、学会等の講演会・集会に類する公演等
- (4) 特定の政治活動又は宗教活動を主たる目的とする公演等
- (5) 自治会、大学、学校等のクラブ・サークル活動、学校教育に関する公演等
- (6) 教授所、教室等が行う稽古ごと、習いごと等の発表会、その他特定の会員のみ限定される公演等
- (7) 寄付行為等を行ういわゆるチャリティーを目的とする公演等
- (8) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある公演等
- (9) 上記に掲げるもののほか実行委員会が対象公演等と認めない公演等

【注意事項】

- ※ 安全安心なイベント等の実施のため、運営スタッフや出演者は、事前のワクチン接種やPCR検査等を行うとともに、来場者に対しても協力を呼びかけ、安全安心な公演等を実施してください。
- ※ 展示系施設を利用する場合は、利用期間中、開放施設内において、1回以上、アーティスト自身による作品解説等を行ってください。
- ※ 開放施設でのライブ配信による無観客公演は、本事業の対象となりません。
- ※ 開放施設での物販の可否については、施設の利用要件等を確認してください。
- ※ 開放施設の利用に際しては、施設の利用要件等を遵守してください。
- ※ 施設の設備等を破損した場合は、その損害に相当する額の賠償責任を負っていただきます。

8 会場借上料の対象となる経費

会場借上料の対象となる経費（以下「借上対象経費」という。）は、施設利用者の公演等に係る経費のうち、次のものになります。

- (1) 公演等を実施する日の施設使用料（同一施設で実施される公演に連続するリハーサル、設営、後片付け等に係る使用料）
- (2) 施設の付帯設備、機器及び備品使用料
- (3) 施設がサービスとして提供するスタッフ等の人件費（施設使用料に含まれる場合は除く。）
- (4) 公演等の実施に必要な新型コロナウイルス感染症感染防止対策経費
- (5) 舞台監督等の利用調整に係る人件費
- (6) ピアノ調律等の役務費

【注意事項】

- ※ 本事業では、借上対象経費は施設運営者から実行委員会に請求していただきます。
- ※ 借上対象経費以外の経費については、施設利用者の負担になります。
- ※ 舞台設営等の委託料は含みません。
- ※ (1)、(2)及び(3)に規定する経費については、利用料金等が開放施設の公募開始時においてホームページ等で明示されているものが対象になります。
- ※ (4)、(5)及び(6)に規定する経費について、各経費の合計金額が(1)、(2)及び(3)に規定する経費の合計金額を超える場合は、当該超える部分は借上対象経費から除外します。
- ※ 国、地方公共団体から同公演等に係る会場借上料について補助等を受けた場合は、借上対象経費から除外します。

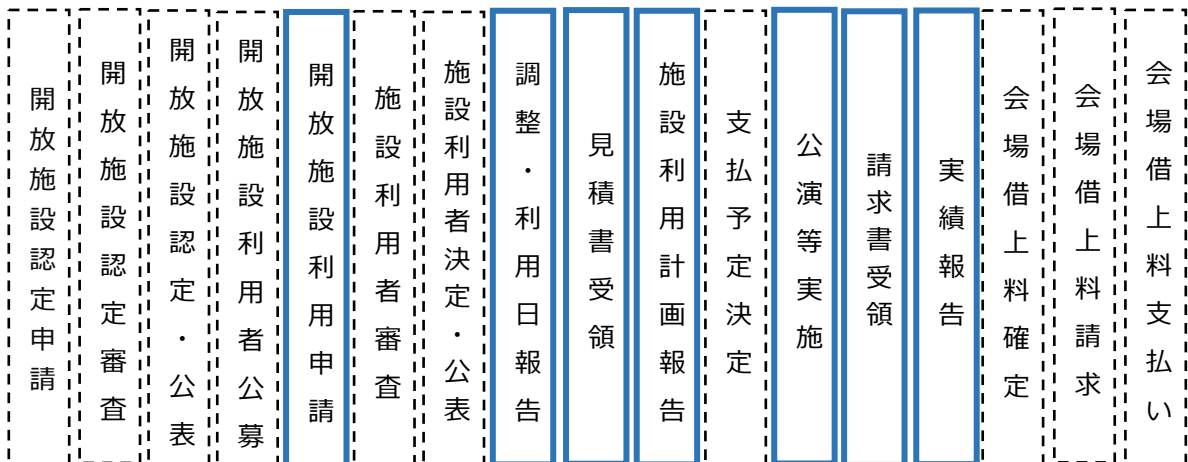
9 会場借上料の支払限度額

1施設 50万円（税込額）を上限とします。

【注意事項】

- ※ 実際の借上対象経費の合計額と実行委員会による支払額との差額を施設利用者に請求されることはありません。

10 本事業の流れ



※ はアーティストが行う項目です。

11 開放施設利用申請

開放施設利用を希望するアーティストは、以下の書類を準備の上、利用申請を行ってください。なお、申請はアーティストごとに1申請のみ（施設利用回数1回のみ）となります。

(1) 利用申請受付期間

一次募集 令和4年2月8日(火)から令和4年2月28日(月)17時まで【受付終了】

追加募集 令和4年3月22日(火)から令和4年9月2日(金)17時まで※先着順

(2) 申請様式の入手方法

以下の本事業ホームページからダウンロードしてください。

■ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/bunka-entame-shisetsukaihou2.html>

(3) 提出書類

次の書類を全て揃えた上でご提出ください。

- ① 開放施設利用申請書（様式第8号）
- ② 誓約書 兼 同意書（様式第8号 別紙）
- ③ 本人確認書類（申請者（代表者）の運転免許証、パスポートなどの写し）
- ④ 公演等計画書（様式第9号）※興行等開催実績に関するフライヤー等を含む。
- ⑤ アーティスト名簿（様式第10号）

(4) 提出方法

電子メール（メールの件名：「(第2期) 開放施設利用申請+アーティスト名」としてください。）

(5) 提出先

文化・エンターテインメント施設開放事業受付センター（株式会社セイムトゥー内）

shisetsukaihou@sametwo.co.jp

【注意事項】

- ※ 提出書類に不備がない状態で全て揃った申請者を先着として取り扱います。
- ※ 申請様式のダウンロードができない方は、「24 問い合わせ先」に連絡してください。
- ※ 個人又はグループのアーティストごとでの応募になります。
アーティスト本人（グループの場合は、グループの代表者）が応募してください。
- ※ グループで応募する場合、グループの構成メンバーが当該グループとは別に個人や他のグループの構成メンバーとして応募することはできません。
個人で応募した場合は、他のグループの構成メンバーとしての応募はできません。
- ※ 複数のアーティストで1回の公演を実施する場合（対バン形式）も申請可能です。この場合、代表となるアーティストにて申請いただきますが、申請者となるアーティスト以外のアーティストについても申請を行ったものとなるため、別に応募することはできません。
（興行等開催実績の提出はアーティストごとに必要となります。）
- ※ 同一の個人又はグループによる重複応募が確認できた場合は、関連する全ての応募を無効とします。
- ※ 申請者の名義は、アーティスト代表者（本名）としてください。
- ※ マイナンバーカードを本人確認書類として提出する場合は、必ず個人番号の記載を黒塗りした上で提出してください。
- ※ 事務局へ提出した申請内容の訂正や、書類の差し替え等はできません。
また、審査結果が通知されるまで取下げもできませんので、十分に内容を確認のうえ申請してください。
- ※ メールを受信容量の上限は 20MB になります。
20MB を超える場合は、複数に分けてメールを送付ください。
- ※ 申請メールを受信したときは、翌々営業日までに申請を受領した旨をメールにてご連絡します。確認メールが届かない場合は、恐れ入りますがご連絡をお願いします。
- ※ 郵送による提出の場合
封筒の裏面に差出人の住所、氏名を必ず記載してください。受領の連絡はいたしません。

必ず簡易書留などの郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

提出先：〒810-0074 福岡市中央区大手門 1-6-3 大手門館 401

文化・エンターテインメント施設開放事業受付センター（株式会社セイムトゥー内）

- ※ 提出にあたっては、必ず別紙「開放施設利用申請にあたってのチェックリスト」にて不備や不足資料がないか確認してください。
- ※ 提出された書類は返却いたしませんので、必要に応じて申請書類のデータを保存してください。
- ※ 事務局より書類の修正や追加資料の提出等が求められた場合は、事務局が定める期限までに対応してください。

12 施設利用者審査

事務局は、申請書類の提出を受けた後、利用可否を決定するため、審査を行います。

【注意事項】

- ※ 審査内容に関する問合せについては一切お答えできませんので、予めご了承ください。

13 施設利用者決定・公表

事務局は、審査を行った後、施設利用希望者に対し、施設利用者として決定したときは開放施設利用決定通知書（様式第 11 号）を、利用が認められないときは開放施設利用申請結果通知書（様式第 12 号）を随時電子メールにて送付します。

また、実施される公演等は本事業のホームページ等に概要等を掲載します。

【注意事項】

- ※ 審査結果に関する問合せについては一切お答えできませんので、予めご了承ください。

14 公演等の計画変更

やむを得ず公演等の内容の変更を希望する施設利用者は、速やかに公演等計画変更承認申請書（様式第 13 号）を事務局に電子メールで提出してください。

15 利用辞退

やむを得ず利用を辞退する施設利用者は、速やかに開放施設利用辞退届出書（様式第 15 号）を事務局に電子メールで提出してください。

【注意事項】

- ※ キャンセル料の取扱いについては、「22 キャンセル料の取扱い」を参照してください。

16 施設運営者への施設利用者連絡

事務局は、施設利用者が決定した後、施設運営者に対し、施設利用者に関する情報を連絡します。

施設利用者は、利用決定後速やかに施設運営者と連絡調整を行い、公演等の開催に向けて準備をしてください。

17 施設利用計画報告

施設利用者は、公演等の内容が固まり次第、以下の書類を準備の上、施設利用計画の報告を行ってください。

(1) 提出書類

- ① 開放施設利用日報告書（様式第 24 号）
- ② 開放施設利用計画書（様式第 16 号）
- ③ 施設運営者が作成した借上対象経費に関する見積書

(2) 提出期限

- ①：令和 4 年 3 月 31 日まで

(※追加利用申請分については利用決定連絡後 3 週間以内) ②及び③：公演等の 10 日前
まで

(3) 報告様式の入手方法

以下の本事業ホームページからダウンロードしてください。

■ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/bunka-entame-shisetsukaihou2.htm> |

(4) 提出方法

電子メール（メールの件名：「【利用番号】施設利用計画報告」としてください。）

(5) 提出先

文化・エンターテインメント施設開放事業受付センター（株式会社セイムトゥー内）

shisetsukaihou@sametwo.co.jp

【注意事項】

- ※ 施設運営者には、借上対象経費に関する見積書の作成及び施設利用者への交付を依頼しておりますので、公演等の内容が固まり次第、提出期限までに施設運営者より見積書を受領してください。
- ※ 借上対象経費は、本要項「5 会場借上料の対象経費」を参照してください。
- ※ 借上対象経費について、50 万円（税込額）を超える見積りはできないものとしております。
また、実際の借上対象経費の合計額と実行委員会による支払額との差額を施設利用者
に請求されることはありません。
- ※ 借上対象経費以外の経費については、施設利用者
に請求されます。

18 会場借上料の支払予定決定

実行委員会は、施設利用者からの施設利用計画報告に基づき会場借上料の支払予定額を決定し、施設利用者及び施設運営者に対し、会場借上料支払予定通知書（様式第 17 号）を電子メールにて送付します。

【注意事項】

- ※ 支払予定額の決定後、施設利用内容の変更が生じた場合でも、支払額の増額は認めません。
- ※ 実際の施設利用内容によっては、支払額が支払予定額から減額となる場合があります。

19 実績報告

施設利用者は、公演等の終了後、以下の書類を準備の上、実績報告を行ってください。

(1) 提出書類

- ① 公演等実績報告書（様式第 18 号）
- ② 施設運営者が作成した借上対象経費に関する請求書

(2) 提出期限

公演等終了後の翌日から起算して 10 日以内

(3) 報告様式の入手方法

以下の本事業ホームページからダウンロードしてください。

■ <https://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/contents/business/bunka-entame-shisetsukaihou2.html>

(4) 提出方法

電子メール（メールの件名：「【利用番号】実績報告」としてください。）

(5) 提出先

文化・エンターテインメント施設開放事業受付センター（株式会社セイムトゥー内）

shisetsukaihou@sametwo.co.jp

【注意事項】

- ※ 実績報告が提出期限までに行われない場合は、施設利用者に対し、会場借上料の全部又は一部を請求する場合があります。
- ※ 公演等実績報告書の関連事業者については施設へ確認のうえご記載下さい。

20 会場借上料の確定

実行委員会は、施設利用者からの実績報告に基づき会場借上料の額を確定し、施設利用者及び施設運営者に対し、会場借上料確定通知書（様式第 19 号）を電子メールにて送付します。

【注意事項】

- ※ 支払予定額の決定後、施設利用内容の変更が生じた場合でも、支払額の増額は認めません。
- ※ 実際の施設利用内容によっては、支払額が支払予定額から減額となる場合があります。

21 利用決定取消及び会場借上料の請求

施設利用者又は公演等が次のいずれかに該当することを把握したときは、利用決定を取り消すとともに、既に会場借上料が施設運営者に支払われているときは、施設利用者に対し、会場借上料の全部又は一部を請求します。

- (1) 本事業の実施要綱又は法令若しくは法令に基づく命令等に違反したとき。
- (2) 公演等を実施する見込みがなくなったとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により利用決定を受けたとき。
- (4) 公序良俗に反する行為があると認められるとき。
- (5) 開放施設の利用が不相当と実行委員会が認めるとき。

【注意事項】

- ※ 利用決定取消及び会場借上料の請求に関する規定については、実行委員会が会場借上料を施設運営者に支払った後においても適用します。
- ※ 利用決定を取り消した施設利用者の名称及びその内容を公表することがあります。
- ※ 施設利用者から実行委員会へ送金を行う際の振込手数料は、施設利用者が負担してください。
- ※ 返還金が発生した場合、加算金や延滞金を徴収することがあります。

22 キャンセル料の取扱い

新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響によりやむを得ず公演等の実施が取りやめられ、施設のキャンセル料が発生したときは、会場借上料の支払限度額の範囲内で、予め定められたキャンセル料を実行委員会が支払います。

また、施設利用者の自己都合による利用辞退や利用決定の取消しにより施設のキャンセル料が発生したときは、会場借上料の支払限度額の範囲内で、予め定められたキャンセル料を実行委員会が支払いますが、施設利用者に対し、当該キャンセル料に相当する金額を実行委員会が請求します。

【注意事項】

- ※ 公演等の中止や利用辞退を決定した日が分かる書類等の提出が必要になります。
- ※ 施設利用者から実行委員会へ送金を行う際の振込手数料は、施設利用者が負担してください。
- ※ 返還金が発生した場合、加算金や延滞金を徴収することがあります。

23 留意事項

- (1) 事務局からの連絡は、原則として電子メールにて行います。
- (2) 必要に応じ、本要項に記載のない書類の提出及び説明を求める場合や現地調査を行う場合があります。
- (3) 施設利用者若しくは公演等が暴力団、暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する場合、認定及び会場借上料の支払いは行いません。

24 お問い合わせ

〒810-0074 福岡市中央区大手門 1-6-3 大手門館 401

文化・エンターテインメント施設開放事業受付センター（株式会社セイムトゥー内）

メール：shisetsukaihou@sametwo.co.jp

電話：090-6914-8479・080-8540-4033（受付時間：平日 10 時～17 時）

【注意事項】

- ※ 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、来庁でのお問い合わせは受け付けません。
メール又は電話でお問い合わせください。
- ※ 電話番号はお間違えのないようお願いいたします。